

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について
徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）

で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第6条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(本業務の特記仕様事項)

第7条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1. 騒音調査

調査内容を以下に示す。

表1 騒音調査の調査内容

調査項目	道路交通騒音調査及び交通量調査、環境騒音調査
調査地点	3地点 (So. 1、So. 2 : 道路交通騒音、交通量及び車速、So. 3 : 環境騒音)
調査方法	騒音調査は、積分型普通騒音計及びレベルレコーダにより騒音レベルを測定した。1日間24時間連続測定を実施する。 交通量調査は、目視観測により計測器（カウンター）を用いての人手観測とし、10分間交通量、時間交通量、方向別交通量、大型車・小型車交通量に記録する。 車速は、観測時間帯において、上下別、大型車小型車別に10台程度のサンプルを測定し、通過時間を計測（ストップウォッチ）する。
調査時期	R8.5とR8.10頃の24時間
備考	埋立用の土砂は、県内公共残土（浚渫土含む）を想定、搬入は、原則「北連絡道（吉野川沿い）、南連絡道（S0.2沿い）、新町川渡河橋」からのルート 交通量調査は、道路交通騒音調査のSo. 1、So. 2で実施する。

表2 騒音調査方法

対象	騒音	測定項目	評価項目
道路交通環境	JIS Z8731に準拠する測定方法による JIS C 1502に定める普通騒音計を用いる	等価騒音レベル (LAeg) 時間率騒音レベル (LA5, LA10, LA50, LA95) 交通量	道路交通等価騒音レベル (LAeq)

・報告書の作成

上記調査結果とともに発注者が別途提示する環境現況調査結果について整理し、報告書としてとりまとめる。

詳細については、監督員との協議によるものとする。



2. 振動調査

調査内容を以下に示す。

表3 騒音調査の調査内容

調査項目	道路交通振動・環境振動
調査地点	3地点 (So. 1、So. 2：道路交通振動、So. 3：環境振動)
調査方法	調査地点において、振動レベル計及びレベルレコーダにより振動レベルを測定する。調査は、騒音調査と同時期に実施する。
調査時期	R8. 5 と R8. 10 頃の24時間
備考	埋立用の土砂は、県内公共残土（浚渫土含む）を想定、搬入は、原則「北連絡道（吉野川沿い）、南連絡道（S0.2沿い）、新町川渡河橋）」からのルート

表4 振動調査方法

対象	振動	測定項目	評価項目
道路交通環境	JIS Z8735に準拠する測定方法JIS C 1510に定める振動レベル計を用いる	時間率振動レベル (L5, L10, L50, L95) 交通量	道路交通 時間率振動レベル (L10)

・報告書の作成

上記調査結果とともに発注者が別途提示する環境現況調査結果について整理し、報告書としてとりまとめる。

詳細については、監督員との協議によるものとする。